

有機溶剤を取り扱う事業者の皆さまへ

平成27年1月1日から 注意事項の掲示の内容が一部変わります (昭和47年労働省告示第123号の一部改正)

有機溶剤中毒予防規則では、事業者は、屋内作業場等では有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、①有機溶剤が人体に及ぼす影響、②取扱上の注意事項、③中毒が発生したときの応急処置など**有機溶剤等使用の注意事項**について、労働者が見やすい場所に**掲示**しなければなりません。

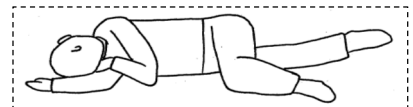
平成27年1月1日から、有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置に関して、掲示内容が変わりますので、ご注意ください。

有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について掲示すべき内容

改正前	改正後
中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。	
中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。	中毒にかかった者を 横向きに寝かせ、気道を確保した状態* で、身体の保温に努めること。
中毒にかかった者が意識を失っている場合は、口中の異物を取り除くこと。	中毒にかかった者が意識を失っている場合は、 消防機関への通報を行うこと。
中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、速やかに人工呼吸を行うこと。	中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や 正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

※ 回復体位

横向きに寝かせて、できるだけ気道を広げた状態にする。膝を軽く曲げ、下側の腕は体の前に伸ばし、上側の腕を曲げて、その手の甲に顔をのせる。



<改正後の掲示の例>

有機溶剤等使用の注意事項	
一 有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状	
(1) 頭痛	
(2) けん怠感	
(3) めまい	
(4) 貧血	
(5) 肝臓障害	
二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項	
(1) 有機溶剤を入れた容器で使用中でないものには、必ず、ふたをすること	
(2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと	
(3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること	
(4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること	
三 有機溶剤による中毒が発生したときの 応急処置	
(1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること	
(2) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること	
(3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと	
(4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと	

